

津幡町農地賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃借料における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

令和7年3月26日

津幡町農業委員会

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
平坦地	13,100円	16,900円	7,000円	171	水稲
中山間地	3,500円	4,000円	3,500円	198	水稲
湖東	8,600円	11,700円	8,000円	103	一般畑

※賃借料水準の計算には令和6年1月から令和6年12月までの賃借料を用いており、データ数は集計に用いた件数です。

※データ集計にあたっては、明らかに特別の事情の下で取引されたものと推測されるもの(全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるもの)は除外して計算しています。

※使用貸借(賃借料を伴わない貸し借り。34件)については除外して計算しています。

※賃借料を物納支給(水稲)としている場合は、60kgあたり15,600円に換算しています。

※金額は、100円未満の端数を四捨五入しています。

※中山間地とは以下の集落です。

旧俱利伽羅村

(竹橋、富田、刈安、越中坂、坂戸、上野、河内、九折、山森、俱利伽羅、原、七野、東荒屋、明神、井野河内、大坪、別所、下藤又、仮生、材木、相窪、朝日畑、常德、舟尾、南横根、北横根、大窪、上藤又、下中)

旧笠谷村

(杉瀬、倉見、岩崎、田屋、七黒、鳥越、宮田、蓮花寺、山北、籠月、鳥屋尾、吉倉、大熊、八ノ谷、市谷、彦太郎畠、笠池ヶ原、大畠、筋谷)

旧河合谷村

(上大田、下河合、上河合、瓜生、牛首、木ノ窪)

旧英田村

(小熊、菩提寺、池ヶ原、興津、平野、種、中山、上矢田、下矢田)

旧中条村

(浅谷)